

川西市告示第 171 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成28年12月28日

川西市長 大塩民生

1 中間検査を行う区域

川西市全域

2 中間検査を開始する日

平成29年2月1日

3 中間検査を行う建築物

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号のいずれかに該当する用途又は規模のものとする。

- (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅（住宅で住宅以外の用途を兼ねるものをいう。）、併用住宅（住宅で住宅以外の用途の部分併設するものをいう。）、長屋又は共同住宅で、かつ階数が2以上であるもの
- (2) 前号に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が3以上であるもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定工程及び特定工程後の工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、同表第1項から第5項までの2以上の工程を含むものにあつては、第1項の工程が含まれるものは第1項の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、同表第1項から第5項までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

項	構 造	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特 定 工 程	特定工程後の工 程	特 定 工 程	特定工程後の工 程
1	木造	階数が3以上である建築物の基礎（杭基礎を除く。以下この表において同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	土台、柱、梁及び筋交い（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程）
2	鉄骨造	階数が3以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	1階の鉄骨の建て方をする工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆等を設ける工事又は壁の外壁工事若しくは内装工事の工程
3	鉄筋コンクリート造	階数が3以上である建築物の基礎に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	2階の床（平屋建ての建築物については、屋根床版）及びこれを支持するはり（以下この表において「2階の床等」という。）に鉄筋を配置する工事の工程	2階の床等に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

4	鉄骨鉄筋 コンクリ ート造	階数が3以上である 建築物の基礎に鉄筋 を配置する工事の工 程	基礎に配置された鉄 筋をコンクリート その他これに類 するもので覆う 工事の工程	1階の鉄骨の建 て方をする工事 の工程	柱又ははりの配 筋工事の工程
5	その他の 構造	基礎に鉄筋を配置す る工事の工程	基礎に配置された鉄 筋をコンクリート その他これに類 するもので覆う 工事の工程		

5 適用除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

6 経過措置

この告示の規定は、平成29年2月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出する建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出する建築物については、なお従前の例による。